

電気機器等を販売されている方へ ～ 鳥取県地球温暖化対策条例について～

平成 21 年 3 月 27 日、「鳥取県地球温暖化対策条例」(平成 21 年鳥取県条例第 36 号)が制定されました。この条例では、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めています。

県内の店舗で電気機器等を販売されている方(=電気機器等販売事業者)は、「店頭で電気機器等(=エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座、ジャー炊飯器及びLED照明器具)の省エネルギー性能を表示するとともに、購入しようとする方(顧客)に対する省エネルギー性能の説明」をしてください(条例第 18 条)。

電気機器等販売時の省エネルギー性能表示・説明について

【対象者】 県内の店舗で電気機器等を販売されている方(電気機器等販売事業者)

【電気機器等】

- (1) エアコン(直吹きで壁掛け形のもの)
- (2) テレビ
- (3) 電気冷蔵庫
- (4) 電気便座
- (5) ジャー炊飯器
- (6) LED 照明器具

(1)～(5)は、省エネ法施行令に規定されるもの

【内容】上記の電気機器等を販売される際には、下記の2点を行ってください。

- ・省エネルギー性能の表示
- ・購入しようとする方に対する省エネルギー性能の説明

省エネルギー性能の表示方法

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、
電気便座(統一省エネラベル)

2008年度版
この商品の
省エネ性能は?
省エネ基準達成率 121% 年間消費電力量 420 kWh/年
目安電気料金 9,240円
使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

ジャー炊飯器(省エネラベル)

	目標年度	2010年度		目標年度	2010年度
	省エネ基準達成率	107%		省エネ基準達成率	91%
年間消費電力量			年間消費電力量		
79 kWh/年			115 kWh/年		
型式 AB-CDEFG			型式 ZY-XWVUT		

LED 照明器具

LED 照明器具とそれ以外の照明器具(例:蛍光灯照明器具等)の年間消費電力量(例:消費電力×2)または年間目安電気料金(例:年間消費電力量×22)を比較したものを表示してください(カタログ等に記載されている内容の表示も可)。



条例のねらいと主要内容

平成21年6月1日施行部分

県の温室効果ガスの排出量・削減目標等の情報を県民で共有

鳥取県に県内の温室効果ガス排出量の削減・吸収目標量等を含む「対策計画」の策定を義務付け。県は計画実施状況を毎年公表。

低炭素社会づくりに向けた規範等を明示

廃棄物の削減(再使用、再生利用の促進)
太陽光エネルギーなどの再生可能エネルギーの積極的利用
森林の保全、県産材の利用促進
環境物品等の利用促進
自動車の使用に代えた公共交通機関の利用促進
アイドリングストップの推進
自動車販売時の自動車の環境性能の説明義務
省エネ性能の高い電気機器等の利用促進
電気機器販売時の電気機器等の省エネ性能表示、説明義務

平成22年4月1日施行部分

特定事業者・特定建築主の温室効果ガスの排出量・削減目標等の情報を県民で共有

特定事業者(県内の工場等における原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者等)に温室効果ガス排出量の目標、目標達成のための取組を含む「取組計画」(3年分)の作成・提出、計画達成状況の毎年の報告を義務付けし、取組計画及び達成状況報告の概要を原則毎年公表。

特定建築主(2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築を行う者)に建築物の温室効果ガスの排出抑制等に関する「環境配慮計画」の作成・提出、工事の完了時の計画の達成状況報告を義務付けし、環境配慮計画及び達成状況報告の概要を公表。

計画を提出した事業者又は建築主の取組が十分でないとき、県が必要な指導を実施。

計画を提出しないとき、指導に従わないときは、勧告・公表。

条例についての問い合わせ先

鳥取県生活環境部環境立県推進課グリーンニューディール推進室

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

電話: 0857-26-7895 ファクシミリ: 0857-26-8194

電子メール: kankyurikken@pref.tottori.jp

ホームページ: <http://www.pref.tottori.lg.jp/ondanka-jourei/>

鳥取県地球温暖化対策条例

検索

